

5月号 (536号)

以下の〔事例1〕におけるWとXの罪責,〔事例2〕におけるYとZの罪責を論じなさい(特別法違反の点は除く)。

〔事例1〕 WとXは,プロ野球チームFのファンが集う飲食店Sで飲食していた。Wは,煙草を吸うためにS店の前にある喫煙所に来た。喫煙所には客AがスマホでFチームの試合を見ており,Fチームの投手がホームランを打たれた瞬間に大喜びをした。それを見て腹が立ったWは,Aの顔面を殴った。倒れたAに対し,さらに頭や背中を足蹴にした上,落ちていた角材で背中を殴打した。

Xは,Wが帰ってこないのが心配になり,S店の前の喫煙所を見に行ったところ,WがAを足蹴にしているところを目撃した。Xは,Wから事情を聞き,Wに加勢することにした。ただ,Aの後頭部の出血を見たXは,Wに,「頭はやめよう。やばい」と言って,Wとともに背中に対して多数回の足蹴を加えたほか,角材で殴打した。

しばらくしてAがWとXに謝ったので,WとXは暴行をやめた。一連の暴行の結果,Aは,後頭部裂傷(以下,「傷害結果P」とする)および背中に擦過傷(以下,「傷害結果Q」とする)を負った。傷害結果Qは,Xの共謀加担前にすでに生じていたが,Xの共謀加担後の暴行により相当程度重篤化したものであった。

〔事例2〕 Yは,架空の話により高齢者から金銭を騙し取ろうと考え,Bに電話をかけて,「消費者サポートセンターの者です。あなたの携帯電話が犯罪に利用されています。こちらで携帯電話の解約をサポートするために,着金20万円が必要です。これから担当者があなたの自宅に着金を受け取りに行きます。ただ,犯人はあらゆる手段を使ってあなたを監視しています。我々のサポートが犯人側に察知されないように,お金は段ボール箱に入れて,あなたの家の玄関ドアの前に置いておいてください」と伝えた。

Bとの電話を終えたYは,お金の受け取りは友人Zに頼むことにした。その際,Zには一連の事情は言わないが,Zが詐欺に関与していると気づいたとしても構わないと思っていた。YはZに電話をかけて,「おまえ,仕事なかったやろ。小遣い稼ぎあるで。Bの家の前に段ボール箱が置いてあるから,それを取ってきてくれ。それだけで報酬3万円や」と言った。Zは,アルバイト代としては報酬が高額なので,詐欺に関与するかもしれないと思ったが,生活費に困っていたのでYからの依頼を承諾した。

Bは,Yに言われたことを真実と思い込んで,現金20万円を入れた段ボール箱を自宅の玄関ドアの前に置いた。その後,ZがB宅を訪れ,玄関ドアの前に置いてあった段ボール箱を回収した。

#### 4月号 (535号)

Xは、2021年4月にAと婚姻し、2022年5月にはAとの間に長男Bが生まれた。ところが、2023年6月にAと離婚し、XはBの親権者となってBを引き取った。2024年1月頃、Xは、勤務先の飲食店でYと知り合い、親しく付き合うようになった。同年3月頃にXとBがY宅に引っ越すかたちで、XらはYと同居を始めた。同年9月にXが妊娠していることが分かり、Yもそのことを知っていた。ところが、その妊娠が分かった頃から、Yは、Bに対し、行儀が悪いなどと言って、Bの頬を平手や手拳で何度も叩くなどの暴力をふるい、ときにBの頬が赤く腫れたり、鼻血が出ることもあった。しかし、Xは、そのようなYの短気な性格や暴力的な行動傾向を認識しつつも、Yとの間に子どもが生まれることもあり、Yとの関係を保つことを優先して、Bに対するYの暴力をとがめることも同居を解消することもしなかった。

2025年3月28日午後7時頃、夕食の際、Bが牛乳の入ったコップを倒したことにYが激高し、「立て!」と怒鳴り、Bの服を乱暴につかんでBを立たせ、Bの頬を平手で2回、3回と連続で叩いた。Bは泣きながら、「ごめんなさい」と言った。しかしYはBに言うことを聞かせようとする気持ちから、鼻血が出るくらいなら構わないと考え、Bの頬を平手でさらに強く叩いた。すると、Bの身体がタンスに向かって勢いよく倒れ、Bはタンスに頭を強くぶつけた。そのころ、Xは、台所で食器を洗っており、Yの怒鳴り声やBを叩く音、Bの泣き声を聞いて、YがまたBを叩いていると認識したが、頬が腫れたりすることはあるかもしれないが、死ぬことはないだろうと考えて何もせず、無関心を装っていた。しかし、タンスに頭をぶつけたような鈍い音を聞いたので、Bのもとに駆け付けたところ、Bは意識を失って倒れていた。Xはすぐに119番通報をして救急車を要請した。Bは、病院に運ばれて医師の治療を受けたものの、頭部をタンスにぶつけた際に生じた硬膜下出血により死亡した。

本件当時、Xは妊娠していたため、身を挺してYの暴力を制止することは困難であった。しかし、「やめて」などと言葉を発することでYの暴力を制止する行動に出ることは容易にできたし、それによってYの暴力を阻止することは相当程度可能であった。

XおよびYの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。